

**令和6年度（2024年度）第64回茨城県吹奏楽コンクール
第61回茨城県小学生バンドフェスティバル(ステージパフォーマンス部門)**

第72回全日本吹奏楽コンクール予選
第24回東日本学校吹奏楽大会予選
第30回東関東吹奏楽コンクール予選
第43回全日本小学生バンドフェスティバル予選
第23回東関東小学生バンドフェスティバル予選

参加要項

- 1 主催 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟／朝日新聞社
- 2 後援（申請予定） 茨城県教育委員会／水戸市・ひたちなか市・結城市・龍ヶ崎市・神栖市
・常陸太田市各教育委員会／茨城文化団体連合／茨城県高等学校文化連盟／茨城県教育研究会音楽教育研究部／茨城県高等学校教育研究会音楽部／茨城放送

3 部門・期日・会場

◆地区大会

大会	部門	期日	会場
県東	中学A・B・C	7月21日（日）	神栖市文化センター 神栖市溝口4991-4 TEL 0299-90-5511
	高校B・C		
県南	中学A・C	7月26日（金）	大昭ホール龍ヶ崎 龍ヶ崎市馴馬町2612 TEL 0297-64-1411
	高校C	7月27日（土）	
	中学B（第1日） 高校B（第1日）		
県西	中学B（第2日） 高校B（第2日）	7月28日（日）	結城市民文化センター 結城市中央町2-2 TEL 0296-33-2001
	中学A・C	7月27日（土）	
県北	高校B・C	7月28日（日）	常陸太田市民交流センター 常陸太田市中城町3210 TEL 0294-73-1234
	中学A・C	7月20日（土）	
中央	中学B	7月21日（日）	ひたちなか市文化会館 ひたちなか市青葉町1-1 TEL 029-275-1122
	中学A・C	7月20日（土）	
	高校B・C		

◆県大会

県大会	高校A	8月8日（木）	水戸市民会館グロービスホール 水戸市泉町1-7-1 TEL 029-303-6226
	小学 小B F	8月9日（金）	
	高校B	8月10日（土）	
	中学B	8月11日（祝）	
	職場・一般 大学	8月12日（月）	
	中学A		

＜審査員一覧＞

＜地区大会＞

(五十音順)

地区	県東	県南	県西	県北	中央
審査員名	浅利 真	安東 京平	浅利 真	太田 友香	伊藤 寛隆
	阿部絵梨香	大野 雄太	磯崎 政徳	鎌田 裕子	(7/20のみ)
	阿部 麻耶	北川 森央	市原 満	木村 達志	大澤 健一
	須山 芳博	中舘 壮志	鎌田 裕子	林田 和之	恩智 聡子
	芳賀 傑	福島 弘和	須山 芳博	福島 弘和	(7/21のみ)
	原山佐保子	堀尾 伸二	樋口さゆり	本間 千也	貝沼 拓実
	堀尾 伸二	三澤 徹	水口 透	山本 武雄	清水 大輔
					寺田 由美
					名雪 裕伸
					三澤 慶

＜県大会＞

(五十音順)

審査員名	専門	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
		高A	小、小B 高B	中B	職・一、大	中A
浅利 真	サクソフオーン	○	○	○	○	○
太田 友香	クラリネット	○	○	○	○	○
福島 弘和	作曲	○	○	○	○	○
堀尾 伸二	打楽器	○	○	○	○	○
本間 千也	トランペット	○	○	○	○	○
松岡 裕雅	オーボエ	○	○	○	○	○
渡辺 善行	トロンボーン	○	○	○	○	○

＜東関東吹奏楽コンクール＞

(五十音順)

部門	高A、中A	高B、小	中B、職・一、大
審査員名	植木 保彦	今村 岳志	岩黒 綾乃
	大山 智	海野 匡代	大津 立史
	大和田智彦	大森 義基	高山 直也
	栃尾 克樹	木村 達志	照沼 夢輝
	福島 弘和	清水 大輔	本間 千也
	宮下 英士	中村めぐみ	宮下 英士
	目黒 一則	丸田 悠太	渡辺 壮

※東関東小学生バンドフェスティバルの審査員については、第61回茨城県マーチングフェスティバル参加要項(P.3)をご確認ください。

審査員公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のコンクールが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

茨城県吹奏楽コンクール実施規定

◎総則

- 第1条** 茨城県吹奏楽コンクールは、各地区大会で選出された団体が参加して毎年8月に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。
 県東地区 県南地区 県西地区 県北地区 中央地区
- 第4条** 理事会は毎年定例総会までに、その年度の茨城県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

◎実施区分及び参加人員

- 第5条** 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。
- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高校生の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部
- ※ 中学生の部、高校生の部、職場・一般の部においては、A部門・B部門を置く。A部門は東関東大会・全日本大会予選をかねる。小学生の部および中学生の部B部門・高校生の部B部門は東関東大会・東日本大会予選をかねる。
- ※ 各部のB部門は、少人数バンドの育成および活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するにあたってはその主旨を基本として参加すること。
- ※ 各部門とも複数の合同参加を認める（数の制限はしない）。
- ※ 中学生の部C部門・高校生の部C部門は、地区大会のみの開催とする。その実施においては地区大会の規定に従う。
- ※ A部門に出場する団体はC部門に出場できるが、B部門に出場する団体はC部門には出場できない。
- 第6条** 各部・部門の参加人員は次の通りとする。ただし、指揮者はこの人員に含まない。
- (1) 小学生の部……………自 由
(2) 中学生の部A部門…… 50名以内 (3) 高校生の部A部門…… 55名以内
(4) 中学生の部B部門…… 30名以内 (5) 高校生の部B部門…… 30名以内
(6) 大学の部…………… 55名以内 (7) 職場・一般の部…………… 65名以内
- ※ B部門参加における総部員数の制限を以下の通り設ける。校内外で活動する単独校や複数校混合の団体については別項でこれを定める。
中学生の部、高校生の部B部門……………30名以下
(部員数：当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員の総数)
- ※ 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。
- ※ コンクールの運営がスムーズに行えるよう、楽器搬入補助員を必ずつけることとする。ただし、その人数は20名以内とする。楽器搬入補助員に増員の要が生じた場合は、事前に県事務局へ報告する。

◎資 格

第7条 一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に加盟の団体で、本年度連盟会費を年次総会までに納入した団体とする。

※ 新規加盟団体に限り、大会参加申込締切までに加盟した団体の大会出場を認める。

第8条 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部において**以下にあげる参加形態を認める**。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。なお、年齢については問わない。

2 各部の参加形態

(1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}で構成された団体。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生^{※1}の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}、中学生^{※2}で構成された団体。

(3) 高校生の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}、中学生^{※2}、高校生^{※3}で構成された団体。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※3 高校生

学校教育法に定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

- 3 その他、第8条第2項（1）－②、③、（2）－②、③、（3）－②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第9条 各部・各部門の参加資格は、次のとおりとする。

（1）小学生の部

構成メンバーは、小学校に在籍し、第8条第2－（1）、3項の団体に所属している小学生^{*1}とする。

（2）中学生の部A部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－（2）、3項の団体に所属している中学生^{*2}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

（3）中学生の部B部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第8条第2－（2）、3項の団体に所属している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）ただし、県コンクール中学生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

（4）高校生の部A部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2－（3）、3項の団体に所属している高校生^{*3}とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

（5）高校生の部B部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第8条第2－（3）、3項の団体に所属している高校生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）ただし、県コンクール高校生の部A部門に出演する団体は、参加できない。

（6）大学の部

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（7）職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 第8条第2項の（1）－②、③、（2）－②、③、（3）－②、③に所属する団体が各部・部門へ参加する場合の編成人数の上限は次のとおりとする。

① 小学生の部 上限は設けない。

② 高校生の部A部門 総部員数または総団員数が55名以下とする。

③ 中学生の部B部門、高校生の部B部門 総部員数または総団員数が30名以下とする。ここでいう総部員数とは、当該年度の各県コンクール（地区大会）参加申込み時点での団体全体の中学生または高校生1～3年生部員の総数をいう。

- 3 高校生の部において、第8条第2項の（3）－②、③に所属する団体ならびに、定時制高校、通信制高校（全日制に定通制の生徒が入る場合も含む）は、上位大会への推薦対象としない。

※ 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生および中学生で、中学生の部に出場する場合。
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。
→ 高校生部門への加盟登録も必要。

第10条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また、課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第11条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

- （1） 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。

- (2) 地区予選時の指揮者と同一人が指揮をすること。ただし、以下の場合は指揮者を変更することができる。
- ・指揮者変更の理由と変更後の指揮者が明記された指揮者変更届が県大会までに地区長を通して県理事長に提出された場合。
 - ・緊急のトラブルにより、参加団体の代表者から県理事長へ指揮者変更届が提出された場合。
- ※ 指揮者変更届（理由を明記、理事長宛、様式はホームページ様式集を参照）
- (3) 同一指揮者が本規定第1条に規定する「同一の部」の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、地区大会においてはその限りではない。

第12条 参加者の資格に疑義あるときは、その団体の出場を停止または失格とする場合がある。

※ 大学の部、職場・一般の部については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大会当日に提出すること。

第13条 本規定第7～12条、および14～17条の各項に抵触した団体は、実行委員会の判断により失格になることがある。

◎課題曲・自由曲および演奏時間、出演順

第14条 編成は次のとおりとする。

(1) 課題曲

- ① スコアに指定された編成とする。
- ② スコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする。

2024年度全日本吹奏楽コンクール課題曲

I.	行進曲「勇気の旗を掲げて」（第33回朝日作曲賞受賞作品）	渡口 公康
II.	風がきらめくとき	近藤 礼隆
III.	メルヘン（2024年度全日本吹奏楽連盟委嘱作品）	酒井 格
IV.	フロンティア・スピリット	伊藤 宏武

(2) 自由曲

- ① 木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
 - ② リコーダー・尺八などについては、原曲に指定がある場合は使用を認めるが、編曲の際に使用することは認めない。
 - ③ 歌声については、スキヤットは認めるが、歌詞は認めない。
- ※ ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベース等を含む）を使用することは認めない。ただし、小学生の部においては低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。
- ※ ステージ上にハープやコントラバスなどの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことを認めない。

第15条 課題曲・自由曲の演奏は次のとおりとする。

(1) A部門、大学の部、職場・一般の部

課題曲1曲および自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。

(2) B部門、小学生の部

自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする（A部門の課題曲を用いてもよい）。

(3) 課題曲および自由曲は地区大会に用いたものとする（楽章の変更は認めない）。

(4) 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、大会参加申し込み時に届けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

(5) 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする（小学生の部は除く）。

第 16 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

※ 作曲者の死後（没後）70年（国によっては50年）を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

※ 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

※ 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第 17 条 演奏時間は次のとおりとする。

(1) A部門、大学の部、職場・一般の部

課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで..... **12分以内**

(2) B部門、小学生の部

自由曲の演奏開始から終了まで..... **7分以内**

(3) 演奏時間の超過および演奏開始時刻に遅れた場合は失格となり、審査の対象としない。

(ただし、緊急事態発生の場合は、受付時刻までに連絡のあった場合に限り、大会実行委員会の協議により、出場を認めることもある)

第 18 条 地区大会を実施する部門の出演順は実行委員会において決定する。地区大会を実施しない部門の出演順は、**説明会時の抽選**により決定する。尚、部門日程はコンクール事業部において決定する。

※ 合同で出場の場合は、抽選順の早い学校での順番とする。

◎審査員および表彰

第 19 条 審査員の数は、原則7名とし、審査員名は東関東吹奏楽連盟総会后、公表する。

第 20 条 審査員公表後は、当該年度の審査員に、当該団体のコンクールが終了するまで指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。

(1) 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、小学生、中学生、高校生の部においては、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては、その年度の当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は、その年度の入賞を取り消しとする。当該審査員においては、次年度以降一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟が主催するコンクールおよびコンテスト等への審査の依頼を行わない（ここでいう主催者とは理事会を示す）。

(2) 審査結果について直接審査員に問い合わせることを、異議申し立てをすることを禁止する。万一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。

第 21 条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第 22 条 表彰は、「金賞」「銀賞」「銅賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

※ 地区大会は、「優秀賞」「優良賞」「努力賞」のいずれかを贈る。

◎審査基準

第 23 条 次の集計方法を用いて順序をつけ、各賞の判断基準とする。

- (1) 審査員評価(技術点・表現点)のうち、審査員別の最高点・最低点をそれぞれ除いた合計。
- (2) 同点により賞の決定や代表決定が困難な場合には、下記の方法により賞及び代表団体を決定する。
 - ① 対象団体を比較し、審査員ごとの合計点を席次点に換算。順位合計が少ない団体を上位とする。
 - ② ①での順位合計が同じであった場合は、同点を付けた審査員にのみ該当団体に順位をつけてもらい、改めて席次点合計を算出し判定する。
 - ③ ②でも判定がつかない場合には、審査員全員の協議(投票)で判定する。

◎地区代表推薦

第 24 条 県内 5 地区毎に地区大会を開催し、各部門で推薦を受けた団体は、地区代表として県大会に出場する資格が与えられる。県大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

※ 推薦を受ける地区代表団体数は、該当年度の各地区参加団体数を基準とし、年度ごとに決定する。

※ 地区大会開催基準は、当該年度の茨城県吹奏楽コンクール参加申込団体総数が、全県下で以下に示す基準(団体数)を超えた場合、その部門については地区大会から予選を実施するものとする(令和7年度より施行)。

中学生の部 A 部門、高校生の部 A 部門、大学の部、職場・一般の部 : 24

小学生の部、中学生の部 B 部門、高校生の部 B 部門 : 36

◎ 茨城県代表推薦

第 25 条 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、下記のとおり茨城県代表として、東関東吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

令和6年度 茨城県代表団体数一覧

部 門	A				B		小学生
	中学生	高校生	大学	職場・一般	中学生	高校生	
部	中学生	高校生	大学	職場・一般	中学生	高校生	
代表数	4	4	2	4	8	7	6
次点数	1	1	1	1	1	1	1

第 26 条 A部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場する資格が与えられる。

第 27 条 小学生の部、中学生の部 B 部門、高校生の部 B 部門の東関東大会において推薦を受けた団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場する資格が与えられる。

◎演奏に関する諸権利

第 28 条 茨城県吹奏楽コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。

- (1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- (2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- (3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- (4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

◎ その他

第 29 条 茨城県吹奏楽コンクール実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第 30 条 茨城県吹奏楽コンクールの実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

第 31 条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第 32 条 (附則)

1 この規定は、平成28年2月6日より施行する。

平成31年2月3日一部改定

令和 2年4月13日一部改定

令和 4年4月29日一部改定

令和 5年4月17日一部改訂

令和 6年4月29日一部改訂

◆第30回東関東吹奏楽コンクール

高校生の部A部門	9月7日(土)	宇都宮市文化会館
中学生の部A部門	9月8日(日)	〃
高校生の部B部門	9月14日(土)	横浜みなとみらいホール
小学生の部	9月15日(日)	〃
中学生の部B部門	9月21日(土)	君津市民文化ホール
大学の部、職場・一般の部	9月22日(日)	〃

◆第72回全日本吹奏楽コンクール

中学生の部	10月19日(土)	栃木・宇都宮市文化会館
高等学校の部	10月20日(日)	〃
大学の部	10月26日(土)	北海道・札幌コンサートホールKitara
職場・一般の部	10月27日(日)	〃

◆第 24 回東日本学校吹奏楽大会

中学生部門(前半/後半)	10月12日(土)	茨城・水戸市民会館グロービスホール
小学生部門・高等学校部門	10月13日(日)	〃

茨城県小学生バンドフェスティバル ステージパフォーマンス部門実施規定

(総則)

- 第1条** 本大会は、全日本小学生バンドフェスティバル・東関東小学生バンドフェスティバル（ステージパフォーマンス部門）予選として、茨城県吹奏楽コンクール小学生部門開催日に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる地区吹奏楽連盟（以下「地区連盟」という）は次の通りとする。
 県東地区 県南地区 県西地区 県北地区 中央地区
- 第4条** 理事会は毎年定例総会までに、その年度の茨城県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門・実施方法)

- 第5条** ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加規定)

- 第6条** 参加人員は次のとおりとする。
 ステージパフォーマンス部門・・・65名以内（指揮者は含まない。）
- 第7条** 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来どおりの参加形態
 - ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
 - ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生（※1）で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- （※1）小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
- 2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し可否を決定する。
- 第8条** 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

- 第9条** 参加団体は、任意の曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。
2 歌声については、スキヤット・ハミングを認める。

第 11 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ 70 年を経えていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第 12 条 出演時間は 7 分とする。出演時間とは、演奏の開始より終了までの時間をいう。

第 13 条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 14 条 演奏形態は座奏を中心としたものとする。

第 15 条 服装等は任意とする。

(審査・表彰)

第 16 条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として 7 名以上とする。

2 審査方法は吹奏楽コンクール審査内規による。

第 17 条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞・努力賞のいずれかとする。

(県代表)

第 18 条 県大会において各部門の推薦を受けた団体は、茨城県代表として東関東小学生バンドフェスティバルに出場する資格が与えられる。東関東大会申し込みの締切前に、代表に推薦された団体が出場不可能になった場合は、次点に推薦された団体が出場するものとする。

(東関東代表)

第 19 条 同一校が「東日本学校吹奏楽大会」と「全日本小学生バンドフェスティバル」の両大会へ出場することはできない。

(演奏に関する諸規定)

第 20 条 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージパフォーマンス部門出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟に帰属し、一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟がこれを利用することについて、コンクール出演者は異議を述べることができない。

(1) ラジオ、テレビ等の放送をすること。

(2) 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。

(3) DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。

(4) 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(その他)

第 21 条 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージパフォーマンス部門実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第 22 条 茨城県小学生バンドフェスティバル ステージパフォーマンス部門の実行委員会委員はその年度ごとに選出する。

第 23 条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第 24 条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

(附 則)

この内規は、令和 6 年 2 月 1 8 日より施行する。

◆第23回東関東小学生バンドフェスティバル

10月6日(日)	千葉・キッコーマンアリーナ(流山市民総合体育館)
----------	--------------------------

◆第43回全日本小学生バンドフェスティバル ステージパフォーマンス部門

10月26日(土)	北海道・札幌コンサートホールKitara
-----------	----------------------

<県大会>

- 参加申込書を県吹連ホームページよりダウンロードし、申込みおよび参加負担金等の納入を行ってください。申込みについては「県大会申込要領 (P. 16~17)」をご参照ください。
- 提出締切

		「3.①~④」提出	参加負担金等納入	備考
小学生の部 高校生の部A部門 大学の部 職場・一般の部		6月14日(金) 午後4時	7月12日(金)	払込取扱票は、 メールにて記入例を お送りしますので、 郵便局にある払込取扱 票にご記入いただき、 ご使用ください。
中学生A部門 中学生B部門 高校生B部門 (本選)	東北中	7月24日(水) 午後4時	7月26日(金)	
	南西	7月30日(火) 午後4時	8月2日(金)	

- 提出方法・提出物 ※令和5年度より提出方法を変更いたしましたので、ご注意ください。

【申込締切りまで】

以下のデータをメールに添付し、送信してください。

- ①参加申込書ファイル (Excelデータ)
- ②参加申込書 (PDFデータ)
- ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ (曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ)
- ④演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ

※ PDFデータは、1つのファイルにまとめてください。

※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で送付。

その際は締切日までに県事務局に必ずご連絡ください。

【大会当日】

以下をHPよりダウンロードし、団体受付に提出してください。

- ①ステージ配置図 8部 (ピアノ使用時は明記)
- ②参加団員名簿 1部 (大、職・一の部、合同参加および2つの部門に参加する団体のみ)

- 提出先

一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟事務局

ken-jimu@iba-sui.jp

〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内

一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

5. 参加負担金等について

参加負担金	団 体	小学生	10,000 円	郵 便 払 込	合同参加の負担金については各団体で払込む
		中B、高B	13,000 円		
		中A、高A 大B、職・一B	15,000 円		
		大A、職・一A	17,000 円		
	個 人	小学生の部	1 人 1,200 円	郵 便 払 込	出演者人数分（指揮者を除く）を納入する（プログラムを含む） ※出演者および楽器搬入補助員が鑑賞を希望する場合は、前売入場券をお求めください
		中学生の部	1 人 1,400 円		
		高校生の部	1 人 1,600 円		
		大学の部	1 人 1,800 円		
		職場・一般の部	1 人 2,000 円		
	ピアノ借用料(調律費含)		2,000 円	郵 便 払 込	1 団体につき
郵送料		520 円	郵 便 払 込	前売入場券ご購入の場合のみ	
前売入場券	小学生券	1 枚 1,000 円	参加申込書の該当欄に記入 郵 便 払 込	事前に郵送します ※部員・団員、関係者、保護者用	
	一般券 (中学生以上)	1 枚 1,500 円			
前売プログラム	500 円			当日団体受付にてお渡します	

払込手数料は各団体負担となります。

※ 出演者数が申込みより増加した場合は当日受付で精算してください。（小、高A、大、職・一）

※ 出演日以外の前売入場券の申込みはできません。

※ 出場辞退等の場合も返金いたしません。

6. 「参加申込書」記載上の注意

団体名	□□市（町・村）立は必ずつけ「□□市（町・村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県〇〇郡は省略し「□□町（村）立〇〇小（中）学校」とする。
	茨城県立の県立のみをつけて「県立〇〇高等学校」とする。
	小・中・高校は吹奏楽部は省略する。
曲 名	スコアの表記に合わせる。
	海外作品の場合は必ず邦題を記載する。
	スペリングは大文字・小文字に注意する。
	〇〇〇（空欄）〇〇〇のようにあける場合と〇〇〇・〇〇〇のように「・」をつける場合があるのではっきりさせる。
組曲等の場合は演奏する楽章を明記する。申込時に未定の場合は、大会当日団体受付に提出する（様式はHPよりダウンロード）。申込時に明記した楽章の変更は認めない。	
作曲 編曲者名	外国人はカタカナ表記とし、ファーストネームはつけない。 ただし、スペリングはフルネームで記入すること。
	編曲作品の場合は、必ず編曲者名を記入する。
学校長 代表者	学校においては、学校長・所属長の職・氏名を記載し、職印を押印する。 その他においては、代表者の職・氏名を記載し、職印（認印）を押印する。

入場券およびプログラム料金

会場での当日券販売は実施いたしません。プログラムのみ会場にて販売いたします。

入場券購入方法につきましては、HP掲載の「入場券販売について」をご確認ください。

月日	部 門	一日券		プログラム
		一般券	小学生券	
8/8	高A	1,500 円	1,000 円	500 円
8/9	小、小BF、高B			
8/10	中B			
8/11	職・一、大			
8/12	中A			

※ 今年度より客席の入替は実施せず、全日程、一日通し券で販売いたします。

第64回茨城県吹奏楽コンクール申込要領

県東、県北、中央地区代表〈中学生A、中学生B、高校生B〉

Eメールによる電子データの送信が必要となります。下記の手順に従い、申込みを完了させてください。

また、参加負担金等の払込みについても必ずご確認の上、手続きをお願いいたします。

記

1. 参加申込書を県吹連ホームページ (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロードする。
2. ダウンロードした申込書に必要事項を入力する。
※「はじめに」のシートと「記入シート」内の〈記入の仕方〉をよく読み入力してください。
3. 入力後、ファイルに「(団体名)」と名前を付け、一時保存する。
4. 「印刷シート」をプリントアウトし、職印を押印する。
5. 押印した用紙をPDFに変換し、「(団体名)」と名前を付け保存する。
6. 以下のデータをメールに添付し、送信する。
 - ①参加申込書ファイル (Excelデータ)
 - ②参加申込書 (PDFデータ)
 - ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ (曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ)
 - ④演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ※ PDFデータは、1つのファイルにまとめてください。
※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で締切までに送付。その際は県事務局に必ずご連絡ください。

提出先 ken-jimu@iba-sui.jp

〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内
一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

※ 事務局でメールを確認しましたら返信メールをお送りします。数日経過しても確認メールが届かない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですがご連絡ください。

~~~~~ここまでを7月24日(水)午後4時までに終了させる~~~~~

### 〈申込み後〉参加負担金等の払込みについて

メールにて払込取扱票の記入例をお送りしますので、郵便局にある払込取扱票に必要事項を記入し7月26日(金)までに参加申込書ファイル内の「参加負担金及び入場券等申込データ」に表示された額を郵便局にて入金してください。

※ 払込手数料は参加団体でご負担いただきますようお願いいたします。

- ◇ 指揮者の氏名は特にお間違えのないようご入力ください。
- ◇ その他、ご不明な点は県吹連事務局までお問い合わせください。

# 第64回茨城県吹奏楽コンクール申込要領

## 県南、県西地区代表〈中学生A、中学生B、高校生B〉

Eメールによる電子データの送信が必要となります。下記の手順に従い、申込みを完了させてください。

また、参加負担金等の払込みについても必ずご確認の上、手続きをお願いいたします。

### 記

1. 参加申込書を県吹連ホームページ (<http://www.iba-sui.jp/>) からダウンロードする。
2. ダウンロードした申込書に必要事項を入力する。  
※「はじめに」のシートと「記入シート」内の〈記入の仕方〉をよく読み入力してください。
3. 入力後、ファイルに「(団体名)」と名前を付け、一時保存する。
4. 「印刷シート」をプリントアウトし、職印を押印する。
5. 押印した用紙をPDFに変換し、「(団体名)」と名前を付け保存する。
6. 以下のデータをメールに添付し、送信する。
  - ①参加申込書ファイル (Excelデータ)
  - ②参加申込書 (PDFデータ)
  - ③自由曲スコア表紙をPDFに変換したデータ (曲名、作曲者名、編曲者名がわかるページ)
  - ④演奏許諾書 (レンタル譜等) をPDFに変換したデータ※ PDFデータは、1つのファイルにまとめてください。  
※ PDFに変換できない場合は、②、③、④のコピーを、書留郵送または特定記録で締切までに送付。その際は県事務局に必ずご連絡ください。

提出先 [ken-jimu@iba-sui.jp](mailto:ken-jimu@iba-sui.jp)

〒300-1544 取手市山王1000 聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校内  
一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟

※ 事務局でメールを確認しましたら返信メールをお送りします。数日経過しても確認メールが届かない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですがご連絡ください。

~~~~~ここまでを7月30日(火)午後4時までに終了させる~~~~~

〈申込み後〉参加負担金等の払込みについて

メールにて払込取扱票の記入例をお送りしますので、郵便局にある払込取扱票に必要事項を記入し8月2日(金)までに参加申込書ファイル内の「参加負担金及び入場券等申込データ」に表示された額を郵便局にて入金してください。

※ 払込手数料は参加団体でご負担いただきますようお願いいたします。

- ◇ 指揮者の氏名は特にお間違えのないようご入力ください。
- ◇ その他、ご不明な点は県吹連事務局までお問い合わせください。